令和８年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R8.9.9	R8.10.8	休業損害証明書の発行について（令和８年４月15日付８デ戦戦第45号）	5		1					1								（７条２号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 また、休暇の取得情報等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル戦略課